

令和7年度 第3回静岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和8年3月13日（金） 19時15分～21時00分

2 場 所

城東保健福祉エリア 複合棟3階 第1・2研修室

3 出席者

（委員）木村委員、丸山委員、杉山委員、池ヶ谷委員、鈴木(宏)委員、朝比奈委員、
澳塩委員、佐々木(玲)委員、石野委員、小林委員、沼尻委員、金田委員、堀川委員
※欠席：岸山委員

4 事務局

保健福祉長寿局地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課
葵福祉事務所高齢介護課
駿河福祉事務所高齢介護課
清水福祉事務所高齢介護課

5 傍聴者

0人

6 報告事項

- ①令和7年度地域包括支援センター運営体制等評価（市指標）について（資料1）
事務局：資料1説明

<質疑応答>

丸山委員：

1、2年前に、当時の市民委員さんから、自己評価ではなく、客観的評価ができないのかという質問があった。国の基準の評価もあり、そこは難しいという回答だったが、自己評価だけで本当に評価として正しいのかという視点はある。

1センターあたりのケアプランの件数が100件を超えているか否か等、客観的に評価ができることに関しては、できる限りやった方がよいのではないかと。

事務局：

今後検討していく。

木村委員：

次年度市の評価も変わるということなのでそのときに説明も兼ねて、改めてセンター職員に、同じような評価になるような形での着眼点を改めて説明していただくこともできるのではないか。

金田委員：

やっぱりどこの地域を見てもレーダーチャートでは事業連携その他基本項目というところでバランスが崩れている。特に職員配置のところはどこの地域でも万全ではないと見受けられる。この辺を受けて、行政の方では人員配置についての見直しの予定はあるか。

事務局：

人員配置については国の基準をもとにしているため、このレーダーチャートの結果を受けての見直しは難しい。

ただあととはなるべく人員の欠員が生じている期間が少ないように、離職防止のための取組や、これまでも行ってきた各法人の人事担当の職員に募集の状況について確認や適宜助言を引き続き行っていく。

またこの後改めて説明するが、委託料の清算を行う中で、人員を配置するに当たってのインセンティブを設定しているので、今後は人員配置基準を満たさない期間が少なくなることを期待している。

なお、人員配置について、国の基準をもとに、静岡市独自で国の基準にさらにプラス1名配置し、そのプラス1名も含めた委託料の積算をしている。

市としても、受託法人がいかに職員の採用について力をいれていただくか、あるいは職員の待遇という面など、踏み込んだ話も必要に応じ行っている。

杉山委員：

国の指標の基準が新しいものになっているということだが、この静岡市の評価表も変わるということか。

事務局：

市の評価表は次年度変更予定である。本来であれば今年度の国指標の変更に合わせて、令和7年度の市指標も変更すべきであったと思うが、令和3年度からの長期継続契約が続いている中で、契約当初との評価の比較を行うことを踏まえて検討した結果、今年度までは同じものを使用し、次年度から変更することにした。

杉山委員：

変更点はこういった部分になるのか。

事務局：

まず、国指標とは関係のない部分になるが、例えば、三職種以外の職種の配置があるかについて、当時は、予防プランの作成のために、プランナーを配置しているか等

の意図で設問を設定したと推察されるが、三職種の配置のみで、プラン作成が十分できていれば、プランナーを配置する必要がない。しかし、この設問では、必要がないからプランナーを配置していないセンターは点数がつかないという解釈になっているので、そういった部分の質問内容を精査していく。

国の指標に関わる部分では、新しい国の指標には複合的な課題をもつ世帯に関する相談内容とかを問うような設問が追加されているので、国の指標と合うような形での改正を考えている。

②令和7年度基幹的業務の実施について（資料2）

事務局：資料3説明

<質疑応答>

鈴木委員：

「5 地域包括支援センターの周知」について、お願いがある。自治会にとって、地域包括支援センターについての知識がほとんどない。

2月の部会で、センターと自治会との連絡がうまく取れているところは、非常に福祉に関してもうまく活動できているが、中には、福祉に対して非常に冷たいという自治会もある。自治会の我々の認識不足が課題でもあるが、センターだけでなく、社会福祉協議会も、その活動や福祉について、自治会に理解していただけるような、工夫が欲しい。例えば自治会の連絡協議会など、様々なところに顔を出していただいて、具体的に活動内容をお伝えいただければ非常にありがたい。自治体の理解がないということは、非常にもったいないなと思っている。

木村委員：

4番目のOJTの評価シートという、センターの職員の経験・スキルを少し見える化・具体化されたことにより、センターの職員の方々も自分たちがこういったことをやっていかなきゃいけないんだということが非常にわかりやすくなり良かった。来年度から実行されるのか。

事務局：

このOJTシートは各区の地域包括支援センターから二名ずつ代表で選出していただき、共に作成したものである。

本日配布したものが完成版ということで次年度から説明をしながら配布する予定である。まったくの社会人1年目の職員は少なく、様々な経験を経て、センターへ配属となる職員がほとんどであるため、迎え入れる職員にとっても、「この人はどこまでできるのか」という見極めが難しい。新任職員も「自分がどこまでできたらいいのかわからない」という部分もあり、先輩職員が期待するスキルと新任職員の実際のスキルのミスマッチがあり、新任職員側が大変になってしまっていてということ

ろもあるのではと感じている。

このOJTシートを活用することにより、先輩職員にとっては1年目なら「ここまでできれば十分」という形の認識をまず持っていただき、新任職員にとっては「1年目は最低限ここまでできるように」という、具体的な目標を示すことによって、業務がづらくなって離職する状況を回避することを目的としている。

また、すでにこういったOJTシートのようなものを作っているセンターもあったため、各センター間の差をなくすという意味でも今回こういった取り組みをしたのは有意義であったと感じている。

次年度の活用状況により、各センターからご意見いただき、必要があれば、その都度改善していく予定である。

木村委員：

新任の職員だけではなく、今いる職員も、ある意味自分の業務ということを見直すというところでは非常に使えるのかなと思う。

ただ、やっぱり目標が抽象的であるため、面接を繰り返しながらやっていくと非常に効果的ではないか。ぜひ来年度からの活用状況を、行政のヒアリングの中での聞き取っていただきたい。

杉山委員：

OJT評価シートについて、地域包括支援センターが始まって3年目ぐらいに、社会福祉士会でも自己評価チェックシートというような、テキストを出したことがあり、その研修に参加したことがある。

時代とか情勢が変わって内容が変わっているかもしれないが、そのテキストの内容をまた参考にするといいではないか。当時の研修は新人さんだけではなく、習熟度に合わせてお互いに面接し合うという形であったと記憶している。

もう1点が一番のまるけあ連絡会の実施について、この連絡会の出席者はセンターの代表職員ということで、管理者やセンター長に限局していないはずである。

事前に連絡会の内容がわかっていると思うので、その三職種の中で、たとえば、今回は医療系の看護師・保健師が出席した方が、より活動に役立ちそうという内容というものであれば、該当する職種の方をピックアップして出席していただくというのも良いのではないか。

なかなか横の連携とか、他包括との繋がりのお機会を作るという意味で、まるけあ連絡会はいいい機会だと思う。普段なかなか参加しないような職種の方が参加されるといいと感じた。

また、まるけあ連絡会の内容を包括に戻って報告していると思うが、連絡会の内容に応じて、専門性の高い人が参加した方がより理解力と、あと伝達能力も強いという印象がある。

いろんな方がセンター職員としての役割を果たせるような機会として活用しても良

いのではないかと感じた。

事務局：

次年度の連絡会の開催時に検討していく。

③令和7年度地域包括支援センターの運営部会の報告（当日資料①）

各区部会長：資料①説明

<質疑応答>

池ヶ谷委員：

葵区の報告で、民生委員が不在の地域が年々増えているという話があり、驚いている。

今年度、12月1日で3年に一度の民生委員の一斉改選があった。大体民生委員っていうのは3割の方が新任と言われている。葵区の報告では、新任が半数とか、多いところ、驚いている。一番驚いたのが包括の方が高齢者実態調査をやっている話である。

木村委員：

行政の実態調査という意味ではない。

池ヶ谷委員：

行政の実態調査とは違うことだが、民生委員がいないからその地域は空白地帯になっているってことになる。

先ほど自治会代表の鈴木委員の話があったが、民生委員は自治会長から推薦をされる。その推薦を受けて、様々な機関の選考会を経て、厚生労働大臣の委嘱を受けるが、最初は自治会長の推薦を受ける形である。

そうすると先ほどの鈴木委員の話と繋がるが、やはり自治会のご理解が得られないと、民生委員の推薦も出てこないというところになる。

そうするとやはり地域で暮らしている住民の方が一番困るのではないかと。

民生委員は合言葉のように、「困ったときは包括さん」という言葉があるくらい、民生委員は困ったり迷ったりしたときには地域包括支援センターに相談をかける。相談先へ繋ぐのも、どこに繋いだらいいか、そういうところからセンターに教えていただいております、民生委員にとってのよりどころでもある。

そのセンターが本来だったら民生委員からの相談やそういう報告をもとに動けばいいのが、その前の仕事をされているという実情を知ると、地域包括支援センターの本来の業務がどうしても滞ってきてしまい、地域の住民が一番困るのではないかと。

センターは地区社協と民児協に関してはとても繋がりが強く、会議への参加や、広報活動も報告も色々してくれる。

自治会との繋がりをもう少し開いていただけたら、また全ての状況が変わっ

てくるのではないか。

木村委員：

今の意見は部会の中でも多く、センターも交えていろんな意見が上がってきていた。やっぱり先ほど特徴的な取り組みとあったように、センターと自治会と地区社協と民生委員さんにとってというのがうまく繋がり、関係が太くなってきている地域は本当に活動も活発にされていた。そこがうまく繋がると、地域の課題を共有され、民生委員さんの役割、地域包括支援センターの役割・必要性というところも、互いに理解されてくるのでつながりの強化は本当に必要だなというふうに感じている。

佐々木委員：

静岡医師会の中の、医療介護連携推進センターに寄せられる相談に、介護保険のサービス拒否の事例がある。そういう場合、民生委員さん自治会さんに関わっていただきたいところであるが、まさに鈴木委員からの話にあった、地域包括支援センターと民生委員や自治会の連絡が不足している部分で、解決できない問題事例があったと聞いている。

また、地域包括支援センターのケアマネジャー後方支援業務について、一部の地域包括支援センターは後方支援が非常に手薄というちょっと拒否的である。つまり、地域包括支援センターのケアマネジャーを支援する業務について、センターごと非常にばらつきがあるという報告が挙がっている。

精神疾患があり、うまく支援ができないなど、いわゆる困難事例について、医療介護連携推進センターに相談があがってきている。

そういうときに頼りになって一緒に対応してくださるはずの地域包括支援センターが拒否的であったり、地域包括支援センターごとに対応が異なったりしているという実態について、次年度の地域包括支援センターの評価、あるいはまるけあ連絡会等で少し周知していただき、平準化がしていけるとよいと感じる。

木村委員：

そういった意味では次年度のOJTシートの活用などにより、包括支援センターの業務というのは、質というものはどういうものなのかというところを共有し、センターとしての活動が地域の中でできてくることをまた皆様には確認をしていただき、ご意見をいただきたい。

金田委員：

先ほど池ヶ谷委員や佐々木委員の話を受けて、私の町内の話になるが、民生委員が高齢になって代わりを探したいときに、組長会議の中で「民生委員になってくれる人いますか」という投げかけであった。民生委員が何をするかということすらもそもそもわからないような状態で、その町内会自治会、自治会の中で事が進んでいることもそうだが、それこそ厚生労働大臣まで話が届くような、正式な話であることがそこま

で認識がないということにすごくそのときに驚いた。

佐々木委員の話で、サービス拒否で、導入ができない、自治会と民生委員がそこをちょっと支えていければ、でも不足しているみたいな悪循環になっているが、ケアマネジャーとしてもその困難事例をその包括の方に上げてという話になったときに、民生委員もそうだが、どうしても全て人がやっていることなので、対応にばらつきはかなり出てしまうのではないか。

先ほどの行政のOJTのような形で統一化されている内容があればまた違うのかもかもしれないが、その包括が協力的ではないのか、そもそも困難事例と捉えなかったのか、その部分の判断があいまいなのかな、と感じた。

結局地域包括支援センターが安定して機能していないと、何もかもできなくなっちゃうから、その包括がどうにか安定して運営できるように行政のご協力が欲しい。

木村委員：

他の会議でも、地縁組織も高齢化してきて、そういった意味では改めて地域の中で自治会、地区社協、そして民生委員、包括、それぞれがやはり繋がっていく、それぞれの役割を改めて知って繋がっていく必要があるという話が出ていた。

地域の基盤というかそこがしっかりと繋がりができるように、その中では、地域包括支援センターが安定し、しっかりと自分たちの本来業務ができるように、今回契約内容の見直しがされたということなので、人員のことや業務のことが少しずつ変わってくることを期待したい。

事務局：

確かに地域包括支援センターの業務としてはケアマネジャーの後方支援というところも当然業務に入っている。

毎月の連絡会で地域包括支援センターの職員の知識向上と資質向上という形で、ミニ研修や事例をもとにしたグループワークを行っている。

ケアマネジャーとの関わりについては、どのセンターも基本的には勉強会や連絡会の開催など、各圏域やっただいている。そのやり方なのか、困難事例があったときの対応課題があるのか、ヒアリング等々で聞き取りをしながら、推進課としてもケアマネジャー支援の方法について、検討していきたい。

④令和8年度以降の地域包括支援センターの委託について

事務局：資料3説明

<質疑応答>

丸山委員：

見積執行結果に関し、これまで葵区の城北地域包括支援センターを受諾していた駿府葵会が今回城北を落札せずに、清水区の飯田庵原を落札している。どういう経緯でこういう形になったのか。

事務局：

城北地域包括支援センターの見積執行には駿府葵会も参加していた。静和会が一番低い入札金額だったということで静和会が落札した。

飯田庵原に関しても、参加された法人の中で一番低い金額を示されたのが駿府葵会だったということで落札者になった。

沼尻委員：

清水区の松原地域包括支援センターについて、見積執行で不調となり、現在4月以降の受諾者が決まっていない状態であるが、何とかして決めていくのか。4月以降になっても決まらないことはあるのか。

事務局：

この事業は空白期間を設けることは許されないので、4月以降も継続して事業を実施できるよう、着々と再度の見積執行を進めていきたい。

木村委員：

これまで地域包括支援センターの役割を十分認識されたなかで、空白期間があること自体がありえない。何とか4月からすべての圏域でセンター業務が実施できるように大変だと思うが、取り組んでいただきたい。

金田委員：

最低価格を提示した法人が包括支援センターの運営に当たるということは、もちろん落札された法人はその金額で事業をやるという、意思表示を示していることになる。

そうすると前回の協議会で佐々木委員が話していた赤字が出た法人へのインセンティブは、無理ということを実感した。

その一方で、法人が頑張らない限りセンターの職員が充足されることはないのではないかという非常に強い懸念がある。

結局、地域包括支援センターの仕事は年々、幅広くなっていて、ケアマネジャーもシャドウワークのところを今見直しているところではあるが、センターも同じ状況になっているのではないか。

シャドウワークに労働の対価として十分なその金銭が得られなかったり、業務等に圧迫されてしまったりして、結果的に辞めざるを得なくなった方も何人も見ている。

先ほど国の基準プラス1で配置しているという話があったが、そもそもその配置が前提として集まらない、そこに勤めたいという人が増えない限り、職員の負担は減らないのではないか。

事務局：

以前は競争入札ではなく、その一者だけがその圏域を受託する形であったため、法人の意識が低く、欠員やセンターの職員の負担軽減への対応が不十分でも、契約が継続していた。現在は、本市の方針としても競争性を確保するということであるので、職員を大事にしない法人は職員が離職する、募集しても人が集まらないという事態が

生じ、結果的に業務自体ができなくなる。

辞めた職員は別の法人に流れていく傾向があり、全てではないが、そういった職員を大事にしない法人は今後淘汰されていくのではないかと考えている。

競争性は維持していかないと、職員を大事にしないところが残ってしまう懸念があるため、競争性というのは今後も必要と現時点では考えている。

金田委員：

競争性についての異議はない。事業をやりたいところが職員も適正に配置してしっかりやれるのが理想である。

しかし、結果として、ここ数年で飯田庵原地域包括支援センターの人数がみるみる減っていくのを見てきている。包括に相談したくても、職員の業務負担を考えたら、とてもじゃないけど今負荷をかけられないと遠慮したことも多々ある。

競争で淘汰されていくのはいいが、そこまでの経過として、そういったセンターが機能不全に陥ってしまった場合、結果的に役割が増えていく中で、人員がまた確保できるかどうか。

精算の免除規定として定員が満たしていない期間が 90 日に延長したこと、産前産後休暇は除外することはいいが、そこが人員配置の適正化に追いついてこないのではないかと懸念している。

事務局：

人員の確保については、市としても課題として認識しており、対応策を検討していく。

なお、今回実施した見積執行について、一般的なことを担当から各法人様に説明する場を設けた。その中で、いくつかの法人の中では非常に包括の仕事をやりたいくて、法人内部で自分が包括に異動できることを待っている職員、あるいは、包括の仕事は続けたいため、より自分のライフスタイルに合った待遇を求めて違う法人の包括へ移る職員が少なくない。

このため、地域包括支援センターの業務自体が嫌で人員が埋まらなかったり、離職したりするのではないと感じている。

このことから、配置人員を満たすためには、受諾者である法人に、待遇面で魅力を感じるような工夫を行っていただくよう、市からも引き続き聞き取りや助言を実施していく。

また、業務の内容についても、地域包括支援センター設置された平成 18 年度から比べて、かなり地域包括支援センターの役割や業務が増加しているのは事実である。

地域住民だけではなく、行政内部でも、地域包括支援センターに期待する部署が多く見受けられる。

限られた人員の中で、業務を担っていくためには、シャドウワークや残業を行ってまで業務をこなすのではなく、業務の優先順位等を見極めて、業務内容を精査してい

く必要があり、今後市としても包括の職員全体に説いていく必要があると感じている。

行政自体も毎年業務改善という形でいかに効率的にやるかというところを検討している。今後ICT化も含め整理をしていく必要もあるかと思われる。

④その他全体について

杉山委員：

今回受諾法人が変更となった城北圏域と松原圏域について、城北圏域を受諾する法人は、今回で3法人目になる。

一番初めは麻機千代田圏域で、他の受諾法人がやっていて、圏域の見直し後、駿府葵会が受諾し、今回静和会になった。

松原圏域は羽衣の園を運営する静清会が当初受諾していたが、静岡市社会福祉協議会に変更し、今回不調となっている。地域包括支援センターの業務の増加等による負担以外に、圏域の関係機関との関係性など、地域特性も受諾法人が何回も変更する事態に影響するのではないか。

地域性も考えた上で、地域包括支援センターと地域の関係機関がうまく連携できるようにフォローするとかの部分が必要。

また、新しい法人が地域の方々から「また法人が変わったのか」と言われてしまうと、苦しくなってしまうと思うのでその部分のサポートもしていただきたい。

本来は社会福祉協議会の生活支援コーディネーターがフォローしていただけると心強いと思うが、松原包括を受諾していた社会福祉協議会が今回受諾に至らなかったというのは、かなり難しい地域なのかなという印象を受けた。

そうすると、どこが包括をサポートすべきなのかは今思い浮かばないが、包括が業務を安定して遂行できるように、包括の仕事が好きと言える職員の意欲をつぶさないように支援体制を整えてほしい。

木村委員：

またそういった意味では、次年度以降、部会を通して、皆様方それぞれの立場からご意見ご助言等いただきたい。

7 閉会